

## 消費者委員会 意見交換会 発言メモ

2014.9.16  
全国消費者行政ウォッチねっと  
事務局長 拝師徳彦

以下は個人的な意見です

新消費者基本計画への意見を出すにあたっては以下の点を考慮して頂きたい。

第1 公益通報者保護法の抜本的な改正

- ・ 通報者への報復（異動や降格）をしても何の制裁もないため繰り返し報復を行う企業も現に存在。公益通報者保護制度は市民のために有益な情報を取得するための手段として位置づけたうえ、対象範囲の拡大も含めた抜本的な改正が必要。

第2 地方消費者行政の充実強化

- ・ 基金終了後も小規模自治体中心に継続的な財政支援が必要。国は独自予算化のための具体的な方策を提案しながらも、基金終了によって一気に後退することがないよう丁寧な支援策を講じること。
- ・ 人材育成や窓口支援等において都道府県の役割がさらに重要になるのでこの点も明記を。

第3 消費者事故調の機能強化

- ・ 行われている調査の視点や報告書の内容そのものは基本的に評価。事故調査の結果提案された改善策が実施されてはじめて事故調査が完結するので、事故調として改善まで見届ける旨明記して欲しい。
- ・ 事故調査の中で、ヒヤリハット情報の収集がどのようになされており、今後どのようになされるべきかという視点が欠けているので、この点についても意識的に書き込んでおいて欲しい。

第4 マルチ被害

- ・ 旧計画では「実施済み」となっているが被害は存在。潜在化している可能性が高いので被害実態についてさらに慎重に調査したうえで踏み込んだ対応が必要。

第5 訪問販売，電話勧誘販売についての不招請勧誘禁止

- ・ 高齢者被害のほとんどは電話によるアプローチがきっかけ。DoNotCall や DoNotKnock など海外の制度やその成果を見極めた上で導入の検討を。

第6 消費者団体支援の強化

- ・ 具体的な支援の在り方も含めて検討の場を設けて欲しい。結果的に消費者行政の強化にもつながる。

以上